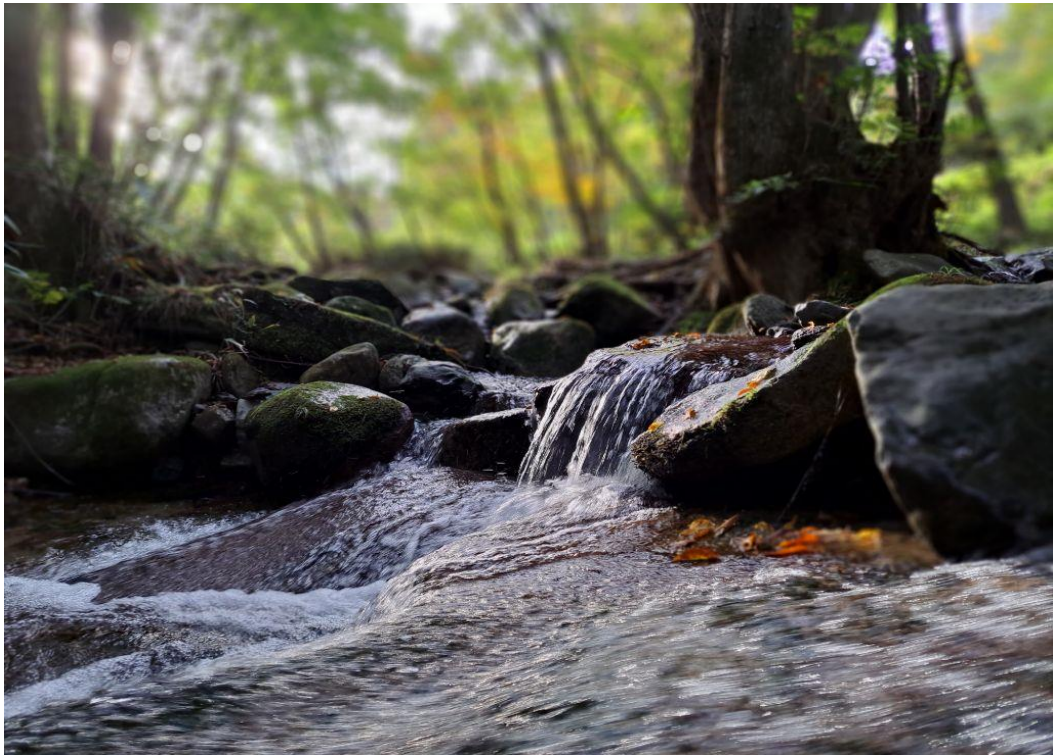


令和6年度 事業計画書



「続々滝上流」

社会福祉法人 川内村社会福祉協議会

目 次

● 令和6年度川内村社会福祉協議会事業計画書	
基本方針	2
● 各事業部門計画書	
地域福祉事業部門	3
介護事業部門	8
地域包括支援センター	11



令和6年度 川内村社会福祉協議会事業計画書

《基本方針》

近年の地域社会では、少子高齢や人口減少化が進み、それに加え新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、コミュニケーションの希薄化が進み、本村においても、家庭環境の変化、独居世帯、ひとり親世帯や生活困窮者の増加など、人々が有する福祉課題ニーズも多様なものとなり、現状での社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題が生じています。このような制度のはざまに陥った人や地域でこまっている人に対して支援をするのが社会福祉協議会の本旨であることから、一人も見逃さず支援体制を強化して取り組んでまいります。

社協の基本目標である「コミュニティの再生、再構築の推進」を推進させながら、そして災害時の要支援者への対応を、地域防災計画の要配慮者予防対策に基づき災害時の支援体制を関係機関と連携しながら実施して、「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」をさらに推進いたします。

本村の人口は令和6年1月1日現在で2,285人、65歳以上の高齢者は1,070人で昨年度から16人減となっていますが、高齢化率は46.8%と2ポイント高くなっています。この内介護認定者は234人で介護認定率は21.9%と高い水準になっていますが、今後、高齢者が地域で生きがいや、役割を持ち、お互い支え上手、支えられ上手になって頂くための事業の一つとして、高齢者は、自然環境に触れることで、健康や心の安らぎを得ることが出来ため、川内村の原風景を生かしながら出来る事業を行政と共に検討してまいります。

福祉事業を推進する社会福祉協議会として、民生児童委員、老人クラブはもとより各関係機関・団体と連携・協力しながら地域福祉を推進するための計画といたします。

なお、事業所部門ごとの方針、計画は、それぞれ記載してあります。

《各事業部門計画書》

◇地域福祉事業部門◇

1

相談支援の充実を図ります。

内部連携の強化と各種研修をとおして社協職員としてのスキルアップを図り、様々な相談を「丸ごと受け止める」相談支援体制を構築します。さらに、関係機関等との連携による包括的支援体制を構築し、複雑化・複合化した問題等に対応していきます。また、必要な情報が必要な人に届くよう、定期的な機関紙やホームページ、SNS 等を活用して幅広く情報提供するとともに、相談支援の中で情報提供を円滑に行います。

2

社会参加の促進を図ります。

制度の狭間にある人や生きづらさを抱えている人などが孤立することなく安心して生活できるよう、地域のつながり・ネットワークづくりを推進し、誰もが参加しやすい地域活動の仕組みをつくりとして、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを推進します。

3

地域づくりを推進します。

地域住民のやりたいという思いに寄り添い、その思いが実現できるよう支援します。また、地域住民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として捉え、日常生活のちょっとした困りごとを住民同士で解決する有償ボランティアのサービスを行うことで相互に助け合う仕組みをつくるとともに、地域活動を担う人づくりを推進していきます。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1. 組織体制の強化	(1) 法人運営の根幹である理事会・評議員会・監事会、評議員選任・解任委員会の開催 (2) 各福祉団体及び行政機関（福祉・医療・保健）との連携を密にする。（コーディネート業務） (3) 人材育成計画、研修計画の策定により、職員の職場内研修（OJT）や職場外研修（Off-JT）参加により資質の向上を図る。 (4) 情報共有のため職員会議	年3～4回 毎月 第1月曜日
2. 財政基盤の確立	(1) 社協の行う地域福祉事業の多くは行政からの委託、補助で占められている。行政からの財源のみならず独自財源も厳しい現状であるが、社協の性格を踏まえながら、「経営的視点」を持った効率的な事務・財政運営を一層進めていく。 (2) 介護保険サービス事業の健全経営を目指す。	
3. 地域福祉活動の推進	(1) 心配ごと相談事業 心配ごと相談所の開設 村民の日常生活上の悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、適切な助言、援助などを行い福祉の推進を図る。 (2) 生活福祉資金貸付事業 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 (3) 生活援助資金貸付事業 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立と生活の安定を目的に民生委員や社会福祉協議会が窓口となって資金の貸付を行なう制度です。 (4) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業） ご自身で何かを判断することに不安がある高齢者や障がいのある人が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理を行います。 (5) 生活困窮者自立支援法による事業 県社協が受託して実施され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他の支援などが行われ、第2のセーフティネットとして情報提供や支援調整会議への参画等積極的にかかわる。 (6) フードバンク事業 地域において自立した生活が送れるように、生活困窮な	毎月1回 第3水曜日 民生委員協議会 県社協の受託 村社協独自 県社協の受託 県社協と協働 村社協独自

	ど生活上の困難に直面し、緊急的に食料を必要とする世帯に食料支援をしています。 (7) 災害見舞金事業 被災世帯に見舞金または弔慰金を支給する。 (8) 地域防災活動事業 村の地域防災計画に基づき、災害時の迅速なボランティアセンターの立ち上げ及びボランティアを支援する体制の構築を進めます。 (9) ひとり親世帯支援事業 支援ニーズを把握しながら、ニーズに沿った支援（支援物資等の配布等）を行う。行政や一般社団法人かわうちラボと連携し、ひとり親世帯同士、地域との交流の場を設ける。	
--	---	--

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
4. 在宅福祉サービス事業の推進	(1) 福祉車両貸出サービス事業 福祉車両の貸出を行い、高齢者・障害者・知的障害者であって車イス使用等でなければ移動が困難な方への貸出をする。 (2) 外出支援サービス事業（村受託事業） 村内居住者で自動車運転が不可能、歩行が困難な者で75歳以上の世帯や障がい者等を対象に、居宅から村内外の医療機関への通院や村内の公共施設・商業施設への送迎を行う。 村内の利用は原則1人月4回までとし料金は無料。 村外は双葉郡、田村市、小野町の医療機関のみ送迎 (3) 自立（軽度）高齢者に対するヘルパー派遣事業（村受託事業） (4) 福祉用具貸与、備品貸出事業（緊急時の貸与） 福祉用具、イベント用具等の貸出を行い、住民の福祉・地域活動等を支援する。 (5) 配食サービス事業（村受託事業）週2回 村内において、75歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、障害者等を対象に実施する。 (6) 公用車貸出事業 公用バスの貸出を行い、住民の福祉・地域活動等を支援する。	独自事業 申請随時 申請は村へ随時 登録運転手2名で対応 独自事業 申請随時 申請随時 毎週月・水曜日 独自事業

5. 老人・児童福祉事業の推進	(1) 老人クラブ活動の育成強化と連合会事務局 ニュースポーツ大会の支援 (2) 生きがいと健康づくり支援事業 児童・生徒・婦人との世代間交流事業への協力 (3) ふれあい・いきいきサロンの充実 閉じこもり防止や認知症や介護予防を目的に各地区で実施している事業に対し、協力・支援を行う。 (4) 自主的サロン活動の支援 (5) 子育てサロンの開催（イベント型で開催）	集会所 2 か月 1 回 7 地区 随時
-----------------	---	-----------------------------------

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
6. 福祉団体活動の援助協力	(1) 民生委員協議会活動への協力（事務局） 研修事業の実施や各種福祉義業の協力 県主催の研修会や村定例会での研修の実施。 (2) 母子寡婦福祉会に対する援助協力（事務局） (3) 遺族会に対する援助協力（事務局） (4) 障害者福祉団体の設立の支援（事務局）	毎月定例会
7. 日本赤十字社事業の推進	(1) 日本赤十字社社資募集の推進（民生委員協議会の協力） (2) 赤十字奉仕団に対する援助協力（事務局） (3) 災害時における救援物資等の支援、備蓄 (4) 救命救急法の実施 (5) 災害義援金等の窓口	5 月
8. 共同募金事業の推進	(1) 赤い羽根共同募金運動推進（行政区長会） 住民募金使途の明確化に努める。 (2) 歳末たすけあい募金運動推進（行政区長会） (3) 歳末募金法人募金推進 (4) 配分委員会、事業の実施 (5) 福祉団体活動助成、各種助成の案内	10 月 12 月
9. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動の情報提供 担当職員によるボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の紹介を行う。 (2) ボランティア活動研修会の参加 ボランティア活動参加促進の啓もうを行い、コーディネーター養成研修会等への積極的な参加を促す。 (3) 福祉教育事業 小・中学校が実施する職場体験活動を受け入れ、若い世代	

	の福祉活動への参加機会を提供する。 (4) ボランティアグループの育成及び活動保険の推進 ボランティア団体・村内ボランティア受け入れや推進、組織化への支援をする。 (5) 有償ボランティア事業の展開とコーディネート (6) 災害ボランティアセンターへの協力	
--	--	--

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
10. 生活支援相談員の活動	<基本理念> 被災者の福祉課題・生活課題の把握を行い、支援を要する人（要援助者）に対し、寄り添って個々のニーズに応える支援（個別支援）を通してその自立を促進するとともに、住民同士のつながり、助け合いの力の支援（地域支援）を行う人たちを指します。また、各集会所において住民同士の情報交換や、生きがいづくり、日々の生活を送れるようサロン（集い）・交流会・レクリエーション等を企画し後方支援を行う。 【活動内容】 (1) 安否確認等（健康状態の確認、生活上の問題点） 帰村住民でひとり暮らしや高齢者世帯等住民を訪問し、安否等の確認をする。 (2) サロン交流会の開催 住民の憩いの場、交流の場、楽しみの場としてサポート拠点等において、軽スポーツ、カラオケ、手芸、お茶会等を行い、日々の生活を楽しく、また張り合いのある生活にすることを目的に行う。 (3) 独自事業の推進 高齢者の生きがいづくりを推進する独自事業（収穫祭、趣味の講座等）の開催。 (4) 避難者地域支援コーディネーター配置 公営住宅団地などの支援の充実と地域との良好な関係の構築を促進するため、避難元・避難者先社会福祉協議会、関係者、関係機関などとの連携・協働に取り組んでいます。また、帰還した住民の方々の生活実態などの情報発信なども行います。	活動拠点を五社の杜サポートセンターとし、地域支援コーディネーター1名、生活支援相談員3名を配置し通年活動する。

◇介護事業部門◇

「居宅介護・訪問介護・通所介護」

(1) 職員の確保、資質向上を図る。

介護サービス事業において最も重要なものは『人財』であると言われるところであり、資格を持ち、経験を重ねた職員を失うことは大きな損失となるので、職員の定着に各部署では意を用いながら、限られた経営資源の中ではあるが、『職場環境を整備』と、『福利厚生の実施』を図る。処遇改善加算や特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算を上手に活用しながら非正規介護職員等の給与や環境整備を充実し離職防止・定着を進めていきます。専門職として引続き研修・勉強会・接遇・業務支援に本格的に取り組む資格取得支援についても、オンライン研修を含め自己研鑽や社会福祉に関する技術の習得のため可能な限り資格取得にも努めていきます。また、相互の人間関係で風通しの良い人間関係を心がけ、意思疎通が円滑に進むよう努める。

(2) リスク対策強化を図る。

災害や感染症発生時の動きを示した「BCP 事業継続計画」の運用にあたり、各介護サービス事業所の独自の動きについて職員全員が理解し、利用者に安全安心なサービスを提供できるよう、より具体的な行動、支援方法を検討しながら有事に備えた訓練等を実施する。また、「高齢者虐待防止の推進体制」が義務化されるのを受けて指針や研修計画等が運用できる体制を整備ことや「身体拘束等の適正化の推進」に関する指針を整備し委員会による対策をし周知徹底を図ります。また、介護現場におけるハラスメントの予防・対策を目的として、施設・事業所で行う職員向け研修やマニュアルを整備し、事業所におけるハラスメントへの対応方針と、ハラスメント予防・対策のために職員の皆さん一人ひとりができることを伝え、職員の安全と質の高い介護サービスの提供を目指します。

(3) 一事業所としてではない社協の介護サービス事業所の役割

社協が介護保険事業を運営している意義を法人全体で共有し、本来の「地域福祉推進」という役割を果たしていくための付加的な事業として常に意識し、住民や行政、他事業所から理解・支持を得ていくことで、必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を構築するため対応力強化を図っていきます。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 居宅介護支援事業	(介護支援計画「ケアプラン」) ＜基本理念＞ 安心して健やかに、その人らしい日常生活が送れるように支援する。 ① 介護サービス計画（ケアプラン）の作成 ② 介護認定訪問調査・介護予防プラン作成（村受託事業） ③ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ケース検討や外部研修会への参加等、専門的スキルを向上。県ケアマネ協会へのケアマネ育成への研修スタッフとしての派遣。 ④ 保健・医療・福祉機関との連携 地域包括支援センターや保健、医療機関、保健福祉課や介護保険施設、居宅サービス事業所、他居宅介護支援事業所との連携に努め適正な事業実施を図る。 認知症初期集中ケアチーム員として対応 ＜重点目標＞ ① これからも安心して住み慣れた在宅での暮らしができる介護保険制度に基づいた支援体制の強化 ② 介護支援専門員に求められる専門性を構築 ③ 関係機関との連携・強化を図る ④ 地域住民が安心できる総合相談を行う	常勤2名 （内嘱託1名） 非正規1名
2 訪問介護事業 （ヘルプサービス）	＜基本理念＞ 利用者の尊厳を保ち、住み慣れた自宅で自分らしい生活が送れるように努める。 ① 訪問介護サービス提供。（介護給付事業） *身体介護、生活援助、相談助言等のサービスを提供する。 ② 介護予防給付事業 ③ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）にすべて移行し要介護者に対して必要な支援を行う（訪問型） 登録ヘルパーの充実により、サービス提供を効率的・効果的に提供するように努める。 ④ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加、ミーティング、OJT や外部研修会参加、自己啓発援助（SDS）の実施	常勤1名 兼務5名 登録1名
項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等

2訪問介護事業 (ヘルプサービス)	＜重点目標＞ ① ヘルパーが訪問することで生活環境が良くなり、利用者の表情が明るくなるようなサービスを目指します。 ② ご利用者・ご家族と信頼関係を築き、ご利用者の求めている生活に近づき、日々良かったと思っただけのようなサービスを目指します。 ③ 訪問介護のサービスに留まらず、他の関係機関と連携し安心して在宅で生活できるように支援します。 ④ 業務の質の向上と迅速な対応に努めます。	
3 通所介護事 (ディサービス)	＜基本理念＞ 利用者一人ひとりの尊厳を保持し、心身ともに健やかに自立に向けた介護サービスを提供します。 ① 通所介護サービス提供（介護給付事業） 利用者にとって常により良いサービス提供 ② 介護予防通所介護事業（予防給付事業） 自力に向けた要支援者へのサービス ③ 総合事業 介護予防、生活支援事業（通所型）へ移行 ④ アクティビティ事業の充実 レクリエーションや機能回復運動や体操を個々の能力において実施し、生活活動の活性化を促す。 ⑤ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、資格取得支援の実施。 診療所医師による勉強会の開催（毎月） ⑥ 定期的なサービス意向調査等の実施により、きめ細かなケアを実施。 ＜重点目標＞ ① 利用者様の思いを尊重し、能力に応じ自立した生活を支援いたします。 ② 一日楽しく過ごせるように環境づくりを行います。 ③ 職員個々が自己研鑽に努め、専門性を高め「介護の質」の向上に努めます。 ④ 他の関係機関と連携を取り、自立支援の推進を行って参ります。	職員5名 臨時 10 名

◇地域包括支援センター◇

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を人生の最後まで継続していくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて活動してまいります。

重点的取り組み

① 複合的・重層的な課題を抱える方への対応と支援体制整備

年々、増加する、複合的・重層的な課題を抱える方に対して、地域ケア（個別）会議や医療介護連携会議等を積極的に開催し、他機関・多職種共働によるチームでの継続的な支援を行います。

② 独居・高齢世帯の生活状況把握と地域でのネットワークづくり

独居・高齢世帯を中心に生活状況を把握し、自然災害や緊急時等の必要な支援を検討していくとともに、地域住民・関係機関と協働し、支え合いのための地域ネットワークを構築、状況にあったサービス・制度利用への支援を。

③ 認知症になっても安心して暮らすことができる地域社会づくり

各地区や各種団体を対象に、認知症サポーター養成講座開催を積極的に働きかけると共に、おれんじカフェの開催地区を増やし、認知症の方やその家族への理解や地域での見守り・声かけの重要性についての理解者を増やします。

④ 生活支援体制整備の推進

事業や活動を通して、日常的な支え合いや住民の声・思いをひろいあげ、高齢者が住み続けたい川内村であるためにどうしたらよいかを、住民と一緒に考えながら地域にあった生活支援サービスを構築、地域での支え合い体制整備を推進していきます。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 包括的支援事業	① 総合相談支援業務：戸別訪問をとおして、高齢者の健康や生活の状況を把握し、課題やニーズの早期発見・対応に努め、関係機関と連携しながら支援を行う。 ② 権利擁護業務：成年後見制度の活用促進や高齢者虐待・消費者被害への対応など、高齢者の権利擁護に必要な支援を行う。成年後見利用の検討など関係機関との連携を図る。 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務：高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療・行政などの関係機関との連携体制づくりを進める。また、地域のケアマネージャーが円滑に仕事をできるよう助言や支援を行い、質の高いサービスの提供に努める。	職員 常勤 3 名
2 介護予防ケアマネジメント・指定 介護予防支援事業	① 介護予防の相談、介護予防事業への支援、介護予防サービス利用の調整を行う。	
3 地域包括ケアシステムの推進	① 地域ケア会議の開催・開催支援：多職種協働による「個別ケア会議」の開催。行政主催の「自立支援型地域ケア会議」や「地域推進ケア会議」開催を支援する。 ② 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実：生活機能低下や閉じこもり等支援を要する高齢者等を把握し、介護予防活動につなぐ。また「いきいきサロン」等介護予防活動を支援するとともに、介護予防に関する知識の普及啓発活動を行う。 ③ 生活支援体制の整備：生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の地域での生活を支えるために、多様な生活支援体制の構築に向けた取り組みを行政と連携して行う。 ④ 在宅医療・介護連携の推進：医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して生活できるよう、地域の医療機関や関係機関等の連携体制の構築を推進する。 ⑤ 認知症対策：認知症サポーター養成講座を開催し、認知症や地域の見守りの重要性についての理解者を増やすと共に、認知症の方やその家族・地域住民が集えるおれんじカフェを開催する。 相談窓口の周知を行い、認知症の早期発見及び家族への支援を行う。	



川内村社会福祉協議会

基本方針

村民が安心して暮らせる福祉の村づくり

基本目標

コミュニティの再生、再構築の推進

相互扶助の充実

高齢者の生きがいづくりの推進

